第５章　子ども・子育て支援事業

１　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

美深町における就学前子どもの教育・保育に関しては、美深町幼児センターでサービスを提供しています。

したがって、現状のサービス提供体制と町の人口規模を踏まえ、美深町全域を１つの単位とします。

２　教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

(１)　１号認定（３歳以上保育の必要なし）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込	１２人	１１人	９人	９人	８人
確保の内容	１２人	１１人	９人	９人	８人
特定教育・保育施設	１２人	１１人	９人	９人	８人

(２)　２号認定（３歳以上保育の必要あり）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込	４６人	４４人	３５人	３５人	３２人
確保の内容	４６人	４４人	３５人	３５人	３２人
特定教育・保育施設	４６人	４４人	３５人	３５人	３２人

（３）　３号認定（３歳未満保育の必要あり）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込		４２人	３７人	３９人	３６人	３５人
	０歳	１０人	９人	９人	９人	８人
	１歳	１２人	１４人	１２人	１２人	１２人
	２歳	２０人	14人	１８人	１５人	１５人
確保の内容		４２人	３７人	３９人	３６人	３５人
	０歳	１０人	９人	９人	９人	８人
	１歳	１２人	１４人	１２人	１２人	１２人
	２歳	２０人	１４人	１８人	１５人	１５人
	特定教育・保育施設	４２人	３７人	２９人	３６人	３５人

３　地域子ども・子育て支援事業の提供

（１）　利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、利用にあたっての相談・助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
確保の内容（箇所）	１	１	１	１	１
実施主体	幼児センター・保健福祉課				
確保方策の考え方	情報共有、連携を図りながら実施します。				

（２）　地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込（延べ人数）	３５３人	３１５人	３３０人	３０７人	２９２人
確保の内容（延べ人数）	３５３人	３１５人	３３０人	３０７人	２９２人
確保の内容（箇所）	１	１	１	１	１
実施主体	幼児センター				
確保方策の考え方	利用希望者全件の受入れを想定します。				

（３）　妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に医学的検査を実施する事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込（件）	１９６	１９６	１９６	１９６	１６８
確保の内容（件）	１９６	１９６	１９６	１９６	１６８
実施主体	保健福祉課				
確保方策の考え方	対象者に対して全件実施します。				

（４）　乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込（延べ人数）	１６人	１４人	１４人	１４人	１２人
確保の内容（延べ人数）	１６人	１４人	１４人	１４人	１２人
実施主体	保健福祉課				
確保方策の考え方	対象者に対して全件実施します。				

（５）　養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した保護者の養育を支援することが必要と判断される家庭に、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援などを行う事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込（延べ人数）	４人	４人	３人	３人	３人
確保の内容（延べ人数）	４人	４人	３人	３人	３人
実施主体	保健福祉課				
確保方策の考え方	対象者に対して、相談体制の確保を図ります。				

（６）　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性向上と、ネットワーク機関相互の円滑な連携を図る事業です。

確保方策の考え方	必要に応じ、関係機関との連携により別途対応します。

（７）　子育て短期支援事業

ひとり親家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）や、夜間養護等（トワイライトステイ）を行う事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込（延べ人数）	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容（延べ人数）	１０人	１０人	１０人	１０人	１０人
実施か所数	1	1	1	1	1
実施主体	保健福祉課				
確保方策の考え方	児童虐待防止対策の強化に向けた緊急対策において、孤立した育児によって虐待につながらないよう、子育て短期支援事業等の充実が求められました。 これを踏まえて近年、当町での利用実績は少ないですが、緊急時の対応や、利用者のニーズを的確に見極め、提供体制の確保を図ります。				

（８）　ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込（延べ人数）	－	－	－	－	－
確保の内容（延べ人数）	－	－	－	－	－
確保方策の考え方	対象者のニーズを的確に見極め、今後の事業化を含め検討事項とします。				

（９）　一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、幼児センターで一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込（延べ人数）	１４５人	１３８人	１１１人	１１１人	９９人
確保の内容（延べ人数）	１４５人	１３８人	１１１人	１１１人	９９人
実施か所数	1	1	1	1	1
実施主体	幼児センター				
確保方策の考え方	利用者のニーズを的確に見極め、適切な提供体制の確保を図ります。				

(10)　時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、利用時間以外に幼児センターで引き続き保育を実施する事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込（実人数）	１０人	９人	８人	８人	８人
確保の内容（実人数）	１０人	９人	８人	８人	８人
実施か所数	1	1	1	1	1
実施主体	幼児センター				
確保方策の考え方	利用者のニーズを的確に見極め、適切な提供体制の確保を図ります。				

(11)　病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込（延べ人数）	－	－	－	－	－
確保の内容（延べ人数）	－	－	－	－	－
確保方策の考え方	実施体制確保が困難であり、今後の検討事項とします。				

(12)　放課後健全育成事業

児童厚生施設として児童館を設置するとともに、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童等に対し、子どもが放課後等に安心して活動できる場の確保を図るため、児童館に放課後児童クラブ、文化会館ＣＯＭ１００に放課後子ども教室を開設し、次代を担う児童等の健全育成を行う事業です。

			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込	利用者推計人数		４７人	４５人	４５人	４５人	４４人
		１年生	１１人	１１人	１１人	１１人	１１人
		２年生	１０人	１０人	１０人	１０人	１０人
		３年生	９人	８人	８人	８人	８人
		４年生	９人	８人	８人	８人	８人
		５年生	４人	４人	４人	４人	４人
		６年生	４人	４人	４人	４人	４人
確保の内容			４７人	４５人	４５人	４５人	４４人
実施主体			教育委員会				
確保方策の考え方			核家族化の進展や少子化に伴い、児童生徒数は年々減少しているものの、保護者の就労形態の多様化により、保護者が昼間家庭にいない児童等は増加しています。 このような状況から、子どもが放課後等に安心して活動できる場が求められており、放課後子どもプラン推進事業による児童クラブと子ども教室の開設、児童厚生施設である児童館を設置し、児童等の健全育成に向けた提供体制の確保に努めます。 また、障がい児の利用者受入れは、福祉部門との連携による専門的な支援が受けられるよう放課後等デイサービスへの誘導を進めます。				

(13)　実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具その他必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

必要とされる助成については、今後検討します。

(14)　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等の支援や、障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進する事業です。

新規参入を希望する事業者等が出た場合に相談・助言等を実施します。

(15)　妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期までの総合的な支援を実施し、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援に向けて、相談体制の確保を図る事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込（延べ人数）	４２人	４２人	４２人	３６人	３６人
確保の内容（延べ人数）	４２人	４２人	４２人	３６人	３６人
実施主体	保健福祉課				
確保方策の考え方	切れ目のない支援に向け、こども家庭センターを設置し相談体制を確保します。				

(16)　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

毎日の育児に疲れている方や子どもにいつもとは違う経験をさせたい方など、未就園児を対象に一時的に幼児センターへ通園させて集団生活を体験することができる環境を整え、幼児教諭や栄養士が保護者の抱える子育ての悩みや不安へのアドバイスを行う事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込（延べ人数）	－	１０人	９人	９人	８人
０歳児	－	５人	４人	４人	３人
１歳児	－	３人	３人	３人	３人
２歳児	－	２人	２人	２人	２人
確保の内容（延べ人数）	－	１０人	９人	９人	８人
０歳児	－	５人	４人	３人	３人
１歳児	－	３人	３人	３人	３人
２歳児	－	２人	２人	２人	２人
実施か所数	－	１	１	１	８人
実施主体	幼児センター				
確保方策の考え方	こども誰でも通園制度について、令和８年度から実施できる体制を整備します。				

(17)　産後ケア事業

町が委託した助産師による自宅訪問又は助産院への来所で、母の体調や授乳、骨盤ケア、育児などについて相談が受けられる事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込（延べ人数）	３０人	３０人	３０人	３０人	３０人
確保の内容（延べ人数）	３０人	３０人	３０人	３０人	３０人
実施主体	保健福祉課				
確保方策の考え方	利用者のニーズを的確に見極め、適切な提供体制を確保します。				